平成２４年（フ）第５号
山口県下関市筋ケ浜町12番９号
破産者　合資会社有川商事
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
山口県下関市長府松小田中町15番８号
破産者　有限会社田中養鶏食品
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
青森県北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字前田242番１
破産者　有限会社カーサービス稲川
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
横浜市青葉区美しが丘２丁目40番地７
破産者　株式会社かなネット
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１号
岐阜市野一色４丁目７番21号
破産者　熊田　靖子
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１７号
山口県岩国市藤生町２丁目３番57号
破産者　有限会社松本土木工業
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１８０号
高知市薊野650番地
破産者　株式会社サカエ・エンジニアリング
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２号
熊本県天草市牛深町243番地１　マンションハイヤ通り402号
破産者　宮﨑　敏郎
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７９７号
札幌市東区北22条東９丁目１番25号　グランリーベ元町101号
破産者　菅原　美穂
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５３号
札幌市白石区栄通９丁目７番21号　M&Mハイツ402号
破産者　阿部　聡嗣
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７６号
宮城県黒川郡富谷町とちの木１丁目３番10―101号
破産者　小梨　重幸
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
仙台市泉区八乙女３丁目８番地の１　ファミリエール八乙女504
破産者　伊藤由美子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
茨城県北茨城市大津町51番地
破産者　白土　輝美（旧姓鈴木・市毛）
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４６６号
埼玉県加須市柏戸274番地１
破産者　入江　京子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５１号
さいたま市北区土呂町２丁目55番地６　見沼ハイツ102
破産者　高木惠美子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５２号
さいたま市北区土呂町２丁目55番地６　見沼ハイツ102
破産者　高木　充正
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
千葉県銚子市新生町１丁目41番地の７
破産者　明平　光義
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第６０６２号
大阪市大正区鶴町２丁目11番８号
破産者　安田　太地
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８４４号
大阪府交野市寺２丁目１番３―403号、申立時の住所大阪府枚方市津田西町１丁目23番５号
破産者　儀間　正孝
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８６０号
大阪府豊中市曽根西町３丁目６番24号　ベストレジデンス曽根駅前、開始決定時大阪府豊中市長興寺北３丁目13番31―503号
破産者　大野　　弘
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部